

令和7年12月定例会 企画財政委員会（追加提出議案）の概要

日時 令和7年12月18日（木） 開会 午後1時44分  
閉会 午後3時17分

場所 第1委員会室

出席委員 千葉達也委員長

長峰秀和副委員長

金子裕太委員、美田宗亮委員、横川雅也委員、白土幸仁委員、田村琢実委員、  
泉津井京子委員、白根大輔委員、権守幸男委員、井上航委員、高木功介委員

欠席委員 なし

説明者 都丸久企画財政部長、田辺勝広政策・財務局長、  
高窪剛輔行政・デジタル改革局長、今西典子地域経営局長、  
坂入康昭企画総務課長、桑折恭平財政課長

岩崎寿美子会計管理者、村野賢治出納総務課長

小松原誠監査事務局長、佐藤和央監査事務局副事務局長兼監査第一課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

| 議案番号  | 件名                    | 結果   |
|-------|-----------------------|------|
| 第175号 | 令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第6号） | 原案可決 |

2 請願

なし

**【付託議案に対する質疑】**

**金子委員**

- 1 今回の支援交付金の使い方について、今回の補正では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約162億円を活用して、LPガスなど複数の支援メニューが盛り込まれていると思う。今回このメニュー構成とした理由、また、支援対象の優先順位や判断基準を県としてどのように整理したのかお伺いする。あわせて、本交付金については、今後活用の余地が残る。今回、残りあと160億円ぐらいあると聞いているが、2月以降残余分をどのような考え方で活用していくのか、現時点での方針をお伺いしたい。
- 2 続いて、執行スケジュールについて、今回、迅速な給付、困っている方に対しての給付が必要だと思うが、執行スケジュールがどの程度のものになってくるのかお伺いする。
- 3 委託費の水準と事業執行の在り方ということで、今回、補正予算を確認したところ4事業において申請受付や審査、コールセンターシステム対応といった業務を個別に委託する形と聞いており、この委託費の合計が大体1.8億円ということで聞いている。迅速な給付執行が必要な事業であるので、今回のこのお金についてうんぬんという話ではないが、これまでコールセンターの立ち上げやコロナ禍から給付ということをたくさんやってきたと思うが、毎回毎回、都度部署ごとに新しい業者に委託する現在のスキームが適正なのか、この点に関して県の見解を伺いたい。

**財政課長**

- 1 今回の重点支援地方交付金の計上の考え方、活用の考え方と、それから今後、その残額の部分をどのように活用していくかという質問である。今回の重点支援地方交付金の活用にあたっては、国から推奨事業メニューが示されているので、本県の対策もこの推奨事業メニューの内容を確認して、それに沿いながら、必要と考える部分についてまず対策を検討した。具体的には、これまでと同様、国の支援が届かない特別高圧電力であるとか、LPガスなどのエネルギー価格、食材費、給食費、飼料などの価格高騰によって厳しい状況に置かれている県民及び事業者に対して、重点的に、まず支援を行うこととした。また、国の医療・介護等支援パッケージというメニューもあるが、来年6月に予定されている報酬改定の効果の前倒しを目的に処遇改善等の支援を行うものであるが、本県ではこれに加えて、国の定める支援対象に、県が必要と考える施設を県の判断で追加をしているほか、国の支援単価が物価高騰状況を踏まえて県が算定した単価を下回っているという場合には、重点支援地方交付金を活用して、国費の不足分に充当して対応しようと考えているところである。また、国の補正予算の可決に伴い、埼玉県に通知のあった交付限度額は344億円であり、今回の補正予算では約162億円活用しているので、今後残り約182億円の活用が可能となっている。今回の補正予算では、先ほど申し上げたとおり足元の物価高に迅速に対応するという観点もあり、エネルギーであるとか、原材料価格の物価高騰に対する負担軽減に向けた支援というものを優先して計上させていただいているが、本質的には今後のエネルギーであるとか、原材料価格の変動にも対応できるような経営体質の改善であるとか、そういった価格転嫁から賃上げに至る正のスパイラルを構築していくことが重要であると考えているところであり、そうした効果を発現できる施策について現在検討中であるので、2月定例会等で提案できるように残額の活用を検討していきたいと考えている。
- 2 執行スケジュールのところ、大きなところを説明申し上げるが、例えば、LPガス

を使用する一般消費者等に対する支援があるが、こちらについては、現時点で令和8年の1月下旬頃から申請の受付を開始して、2月中旬から、順次料金の値引きを行っていく予定としている。また、特別高圧電力を使用する中小企業等に対する支援については、令和8年の2月下旬より申請の受付を開始して、順次補助を行っていく予定としている。また、公共事業については、工事発注など年度内の着手を進めていく予定としている。また、クマ対策であるが、例えば、人の生活圏への出没防止対策として実施する樹木の伐採などについては、1月に契約事務を進めて、順次、樹木伐採などを進めていくような、早期にそれぞれ着手していくというところで進めていきたいと考えている。

3 委託費については、委員の指摘のところであるが、確かにそれぞれ支援対象も多岐にわたるところで、それぞれ委託費が生じているが、まとめて委託を出せる部分については、まとめて効率化も図っているが、その他やはり効率的な手法というところで、しっかりいろいろな手法を取り入れて進めていくというところも併せて考えなければいけない。今回のこうした物価高対応というものは、我々も緊急支援ということで説明させていただいているが、ずっと行うような事業ではない一時的な性質というものはあるのだろうと考えているが、他方で、審査業務の委託料は効率化できるところはしっかり手法を検討して、効率的に取り組んでいきたいと考えている。

### 金子委員

恐らく、政府からもDX、AIなど、そういうものを活用した事務の効率化や契約の平準化みたいなのところも前の臨時のときの職員の手引みたいなのところに書いてあったと思う。AIなども活用できるし、プッシュ型給付の転換なども、確か政府が推していたと思う。そういうことも、今回臨時なので、これが毎回毎回続くことは良くはないと思うが、同じようなことが起こったときに、迅速にそういったものを研究していただけるかどうか、もう一度伺いたいと思う。手法をである。

### 財政課長

プッシュ型給付のところの指摘もあったが、そうした最新の技術というか、うまく活用できるところというのは我々もしっかり検証して、取り入れられるものについては順次取り入れていけるように検討を進めたいと考えている。

### 井上委員

資料7の、分かり良いところで言うと10ページぐらいを使いたいと思う。第9款「国庫支出金」の2「国庫補助金」の説明欄のところを見ていくと、例えば、3の「衛生費国庫補助金」、これは資料でいうと10ページになる。物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金は、補助率が定額と書いてある。例えば、一方で、医療施設等経営強化事業費補助金は補助率10分の10。この定額というものと、10分の10というものの、この考え方というのは、どういうふうにかえたらよいかを確認させていただく。

### 財政課長

補助率定額、補助率10分の10というところの考え方である。一般的に、国庫補助金については特定の事業ごとに補助率というものが示されることとなるが、国の交付金は先に交付限度額というものが示されて、その交付金の趣旨に沿った事業を各自治体において実施するということになっている。そのため、事務の整理上交付金については予算説明書上において定額と記載するような整理としている。

## 井上委員

ということは、補助率定額となっても、例えば、衛生費におけるこの物価高騰は高齢者施設であったりというような話があったが、補助率定額と書いてあるが基本的には全て国費で賄えている。実質的に補助率10分の10でいけているという、そういう認識でよいか。それとも持ち出しがあるのか、というような聞き方でもよいかと思うが、その点確認させていただきたい。

## 財政課長

今回の重点支援地方交付金を活用した事業における補助率は基本的に10分の10であるが、実施主体が市町村である保育所等への光熱費等の支援については、県が2分の1で、市が2分の1としている。

## 泉津井委員

今回の補正予算では、国の経済対策と連動して県債が約178億円計上されているが、こちら、どのような交付税措置があるのか、県にとって有利な資金調達ができているのかなど教えていただけたらと思う。

## 財政課長

県債のところであるが、まず、交付税措置についてである。今回の補正で計上している県債については、元利償還金の50%が普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入されていくということである。それから、埼玉県クマ対策パッケージとして、河川の樹木伐採に用いる緊急浚渫推進事業というのがあるが、そちらに該当するものについては、同じ元利償還金の措置については70%というより高い率で交付税措置が得られるような部分もあり、そういったものをうまく活用して行わせていただきたいと考えているところであり、それらを踏まえて今回計上した県債の交付税措置を試算すると、少なくとも措置額は約89億円は見込まれるのではないかと考えている。それから資金調達についてであるが、今回、補正予算で県債を計上しているというところで、県債の発行量は増加することとなるので、その増加する部分については今後資金調達を行うこととなるが、最近利上げに係る話であるとか、金融市場における金利の動向等を踏まえて機動的に県債を発行することによって、将来的な利払い縮減のために、利率が抑えられるように取り組んでいきたいと考えている。

## 泉津井委員

利率を抑えながらというのがなかなか難しいかなと思うが、今答弁にあった利率を抑えながら行っていくというところを御教授いただけたらと思う。

## 財政課長

利率を抑えてというところだが、例えば、県債を他県が多く発行したりというタイミングであると供給側がダブっているということで、調達金利にも影響してくるところもあると思うので、要するにこちら側の発行状況、あるいはその近隣の状況、いろいろなイベント、例えば、総理の発言や日銀総裁の発言で金利が変動するので、そういった金利イベントをうまく見ながら、見込みを立てて対応していくことが重要だと考えている。

## 財政課長

先ほど、お答え申し上げた金利動向を踏まえた発行のタイミングと併せて、金利抑制の手法として、例えば、5年債10年債など年限による調整というものを行っており、借換えを含めて、金利負担がなるべく小さくなるように年限を調整しながら、資金調達に取り組んでいるというものが一つある。また、他団体と共同で発行する共同発行市場公募地方債というものもあり、こちらは都道府県、政令市37団体で共同して地方債を発行しているものであるが、小さな額でも、ほかの団体と共同して資金調達をできるという手法として、活用を行っているものである。また、資金の種別であるが、市場公募債よりも長期かつ低利で調達ができる政府資金、内訳としては、財政融資資金というものと地方公共団体金融機構資金というものがあるが、こちらについては、原則として国債金利よりも低い水準で貸付けをしていただけるという資金であるので、こうしたものを活用しながら、以上のような手法を組み合わせ、引き続き、金利の抑制に取り組んでいきたいと考えているところである。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし